

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2983号)

令和5年3月20日

横情審答申第2983号
令和5年3月20日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和2年10月1日旭こ第1886号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「訪問家族票」の個人情報開示決定、「乳幼児健康診査票」の個人情報一
部開示決定、「母子訪問指導票」の個人情報一部開示決定、「援助記録」の
個人情報一部開示決定及び「養育支援に関する記録」の個人情報非開示決定
に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「訪問家族票」の保有個人情報を開示とした決定、「乳幼児健康診査票」、「母子訪問指導票」及び「援助記録」の保有個人情報を一部開示とした決定並びに「養育支援に関する記録」の保有個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「旭区こども家庭支援課が保有している審査請求人に関する文書」の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和2年6月4日付で行った「訪問家族票」（以下「個人情報1」という。）の個人情報開示決定、「乳幼児健康診査票」（以下「個人情報2」という。）、「母子訪問指導票」（以下「個人情報3」という。）及び「援助記録」（以下「個人情報4」という。）の個人情報一部開示決定並びに「養育支援に関する記録」（以下「個人情報5」という。個人情報1から個人情報5までを総称して、以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報非開示決定（これらの処分を総称して、以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関は、本件本人開示請求に対し、本件保有個人情報を特定した上で個人情報1を開示し、また、個人情報2から個人情報5までについては、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当するため一部又は全部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件保有個人情報の特定について

審査請求人は、審査請求書において、本件保有個人情報のほかにも特定すべき保有個人情報がある旨主張しているが、本件保有個人情報のほかに本件本人開示請求に係る文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。

(2) 条例第22条第3号の該当性について

ア 個人情報2について

(ア) 個人情報2のうち個人のサインは、対応した本市非常勤職員のものである。

当該情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を

識別することができる情報であるため、本号に該当し、非開示とした。

- (イ) 個人情報2のうち相談記録は、審査請求人以外のものであり、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

イ 個人情報3について

- (ア) 個人情報3のうち個人印の印影は、対応した本市非常勤職員のものである。当該情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、本号に該当し、非開示とした。
- (イ) 個人情報3のうち相談記録は、審査請求人以外のものであり、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、本人開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

ウ 個人情報4について

個人情報4のうち相談記録は、審査請求人以外のものであり、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、本人開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

(3) 条例第22条第7号の該当性について

個人情報5は、その全体が旭区福祉保健センターこども家庭支援課（以下「旭区こども家庭支援課」という。）の対応、評価、方針及び所見を記録した情報であり、開示することにより、子育て支援業務に対する信頼が失われ、後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 事実と異なるため。審査請求人の人権侵害のため。審査請求人の情報を知りたいため。開示を求める。
- (2) 令和2年2月7日12:30～13:10の他、子ども、家庭に関する相談や支援を求めて区役所等が行っていただいた相談、その他の事項、全てについて文書ほか開示をお願いする。（特に、2月7日の他、1月28日、1月30日などの相談ほかの文書など。）
- (3) 事実と異なる。娘の福祉、人権、父親の人権に関して反論する。

5 審査会の判断

(1) こども家庭支援課における子育て支援に係る事務について

横浜市では、各区福祉保健センターこども家庭支援課において、福祉、保健等の一体的なサービスを提供し、児童虐待の防止、子育て支援、発達支援及び家庭支援を行っている。

ア 母子保健に関する訪問等に係る事務について

横浜市では、母子保健法（昭和40年法律第141号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）等に基づき、母子保健に関する訪問やこんにちは赤ちゃん訪問事業等を行っている。福祉保健センター職員、母子訪問指導員等が子どもとその養育者等を訪問し、必要な支援を行っている。

イ 乳幼児健康診査に係る事務について

乳幼児健康診査は、母子保健法第12条及び第13条並びに母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第2条に基づき実施するものであり、乳幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的としている。

(2) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、旭区こども家庭支援課が審査請求人の子（以下「本件児童」という。）及びその養育者と関わった記録のうち、審査請求人を本人とする保有個人情報である。

イ 個人情報1は、本件児童及びその養育者に係る母子保健に関する訪問を行った際に作成した文書に記録された家族構成等の情報である。

ウ 個人情報2は、本件児童の健康診査に係る文書の表紙並びに4か月児、1歳6か月児及び3歳児の健康診査問診票に記録された情報である。

エ 個人情報3は、母子保健に関する訪問時に作成した文書に記録された、本件児童及びその養育者に係る情報、訪問時の状況等の情報である。

オ 個人情報4は、1歳6か月児健康診査後に本件児童に係る相談援助を行った際に作成した文書に記録された相談時の状況等の情報である。

カ 個人情報5は、本件児童及びその養育者への支援に係る情報である。

キ 実施機関は、本件本人開示請求に対し、本件保有個人情報を特定した上で、個人情報1については開示し、個人情報2から個人情報4までのうち相談記録の一部（以下「本件相談記録」という。）並びに個人情報2及び個人情報3のうち非

常勤職員のサイン及び個人印の印影（以下「本件職員情報」という。）を条例第22条第3号に該当するとして非開示とし、個人情報5についてはその全部を条例第22条第7号に該当するとして非開示としている。

(3) 本件保有個人情報の特定について

ア 審査請求人は、審査請求書において、特定の日時に実施機関が行った本件児童や家庭に関する相談、支援等の文書に係る保有個人情報の開示を求めている。実施機関は、本件保有個人情報のほかに本件本人開示請求に係る文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないと説明しているため、この点について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 審査請求人が審査請求書で特定している日時は、審査請求人が旭区こども家庭支援課の窓口に来た日時と推測するが、窓口対応の全てを記録することはしておらず、審査請求人とのやり取りについても何ら文書は作成していない。よって、当該日時の相談、支援等の文書に係る保有個人情報は保有していない。

(イ) 本件保有個人情報のほかに、審査請求人の保有個人情報が含まれる可能性がある情報としては、本件児童のこんにちは赤ちゃん訪問事業に係る保有個人情報を保有していたが、本件本人開示請求時点では、保存期間を経過していたため既に廃棄していた。

イ 以上の実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、また、本件保有個人情報のほかに、特定すべき保有個人情報の存在を推認させる事情も認められない。

ウ なお、本件審査請求では、個人情報1の個人情報開示決定の取消しを求めているが、これは、個人情報1のうち本件本人開示請求の対象とはならないとして白く塗布した上で斜線を記入する処理（以下「白抜き処理」という。）を施した部分の開示を求めているとも解される。当審査会において個人情報1の白抜き処理部分を見分したところ、当該部分には審査請求人以外の個人に係る情報が記録されており、審査請求人の「自己を本人とする保有個人情報」には当たらないことが認められたため、白抜き処理をした実施機関の判断は妥当である。

(4) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより

より、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)・・・又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

もっとも、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 本件相談記録について

当審査会において本件相談記録を見分したところ、本件児童の健康診査の際や、母子保健に関する訪問、支援の際に、審査請求人以外の特定の個人が相談した内容や当該特定個人の思いが詳細に記録されていた。これらの情報は、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であって、本件処分で開示されている他の情報と照合することにより本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当し、また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ 本件職員情報について

当審査会において本件職員情報を見分したところ、実施機関の非常勤職員が記載したサイン並びに非常勤職員の氏名及び個人印の印影であった。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、本号本文に該当する。また、非常勤職員の氏名は横浜市職員録に掲載されておらず、慣行として本人開示請求者が知ることができ又は知ることが予定されている情報とはいえないため、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

(5) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務

又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 当審査会において個人情報5を見分したところ、文書全体が、本件児童やその養育者に対する実施機関の養育支援方針を示す記録であって、その方針に沿った対応を進めるのに必要な情報として、本件児童の家族の状況、担当者と養育者とのやり取り、本件児童や養育者に対する担当者の評価及び所見、実施機関の対応方針、担当者が必要に応じ関係機関と連絡及び調整した内容等が記録されていた。

個人情報5を本件児童の父である審査請求人に開示すると、実施機関の養育支援方針が明らかとなり、それが審査請求人の認識と異なっていた場合、実施機関に対して不安や不満を抱き、本件児童やその養育者の相談、支援業務に協力が得られなくなるなど、実施機関の今後の業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。よって、本号柱書に該当する。

(6) 審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件本人開示請求に対し、本件保有個人情報を特定し、個人情報1を開示とした決定、個人情報2から個人情報4までを条例第22条第3号に該当するとして一部開示とした決定及び個人情報5を同条第7号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2 年 10 月 1 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 2 年 11 月 5 日	・ 審査請求人から意見書を受理
令和 2 年 11 月 19 日 (第263回第三部会) 令和 2 年 11 月 25 日 (第388回第二部会) 令和 2 年 11 月 30 日 (第343回第一部会)	・ 諮問の報告
令和 4 年 10 月 25 日 (第366回第一部会)	・ 審議
令和 4 年 12 月 20 日 (第368回第一部会)	・ 審議
令和 5 年 1 月 24 日 (第369回第一部会)	・ 審議
令和 5 年 2 月 21 日 (第370回第一部会)	・ 審議